

## 佐賀県規則第9号

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例施行規則（平成20年佐賀県規則第83号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県中小企業融資に係る<u>事業再生</u>のための措置に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県中小企業融資に係る<u>事業再生</u>のための措置に関する条例（平成20年佐賀県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (求償権の放棄等の承認の申請)</p> <p><b>第2条</b> 佐賀県信用保証協会（以下「保証協会」という。）は、条例第3条第2項の規定により求償権の放棄<u>又は不等価譲渡</u>（以下「求償権の放棄等」という。）の承認を受けようとするときは、求償権放棄等承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(求償権の放棄等の実施及び中止の通知)</p> <p><b>第3条</b> 略</p>	<p>佐賀県中小企業融資に係る<u>事業再生等</u>のための措置に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県中小企業融資に係る<u>事業再生等</u>のための措置に関する条例（平成20年佐賀県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (求償権の放棄等の承認の申請)</p> <p><b>第2条</b> 佐賀県信用保証協会（以下「保証協会」という。）は、条例第3条第2項の規定により求償権の放棄、<u>不等価譲渡又は資本的劣後債権への転換及び保証付き貸付債権の資本的劣後債権への転換に係る変更</u>（以下「求償権の放棄等」という。）の承認を受けようとするときは、求償権放棄等承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(求償権の放棄等の実施及び中止の通知)</p> <p><b>第3条</b> 略 (<u>中小企業の事業再生等に関する私的整理手続</u>)</p> <p><b>第4条</b> <u>条例第3条第2項第9号の中小企業の事業再生等に関する私的整理手続を定めたものとして知事が認めたものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>私的整理に関するガイドライン（平成13年9月19日に私的整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）</u></p> <p>(2) <u>自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平</u></p>

改正前	改正後
<p>(議会への報告)</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条の規定により、知事が佐賀県議会に報告する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 求償権の放棄等の承認を行った<u>中小企業者</u>の従業員数</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p><b>様式第1号</b> (第2条関係)</p> <p>略</p> <p><u>求償権の放棄</u> (又は<u>不等価譲渡</u>) を行いたいので、佐賀県中小企業融資に係る<u>事業再生</u>のための措置に関する条例第3条第1項の規定により承認を申請します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>添付書類</p>	<p><u>成27年12月25日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)</u> 又は自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則(令和2年10月30日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)</p> <p>(3) <u>中小企業の事業再生等に関するガイドライン</u> (令和4年3月4日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。)</p> <p>(議会への報告)</p> <p><b>第5条</b> 条例第4条の規定により、知事が佐賀県議会に報告する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 求償権の放棄等の承認を行った<u>中小企業者等</u>の従業員数</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p><b>様式第1号</b> (第2条関係)</p> <p>略</p> <p><u>求償権の放棄</u>  <u>求償権の不等価譲渡</u>  <u>求償権の資本的劣後債権への転換に係る変更</u>  <u>保証付き貸付債権の資本的劣後債権への転換に係る変更</u> } を</p> <p>行いたいので、佐賀県中小企業融資に係る<u>事業再生等</u>のための措置に関する条例第3条第1項の規定により承認を申請します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>添付書類</p>

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 日本政策金融公庫の包括保証保険約款第21条の2第1項に規定する別に定める基準に該当する<u>放棄又は不等価譲渡</u>である旨の協会の所見及びその根拠が記載されている書類の写し</p> <p>3 略</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた<u>求償権の放棄（又は不等価譲渡）</u>を下記のとおり実施しましたので通知します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類</p> <p>1 債務者に提出した<u>求償権の放棄</u>を証する書類又は<u>不等価譲渡先と締結した契約書等</u>の写し</p> <p>2・3 略</p> <p><b>様式第3号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた<u>求償権の放棄（又は不等価譲渡）</u>を行わなかったので通知します。</p>	<p>1 略</p> <p>2 日本政策金融公庫の包括保証保険約款第24条の2第1項に規定する別に定める基準に該当する<u>求償権の放棄等</u>である旨の協会の所見及びその根拠が記載されている書類の写し</p> <p>3 略</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;"> <u>求償権の放棄</u>  <u>求償権の不等価譲渡</u>  <u>求償権の資本的劣後債権への転換に係る変更</u>  <u>保証付き貸付債権の資本的劣後債権への転換に係る変更</u> </div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 5px;">}</span> <span style="font-size: 2em; margin: 0 5px;">を</span> </div> <p>下記のとおり実施しましたので通知します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類</p> <p>1 債務者に提出した<u>求償権の放棄等</u>を証する書類の写し</p> <p>2・3 略</p> <p><b>様式第3号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;"> <u>求償権の放棄</u>  <u>求償権の不等価譲渡</u>  <u>求償権の資本的劣後債権への転換に係る変更</u>  <u>保証付き貸付債権の資本的劣後債権への転換に係る変更</u> </div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 5px;">}</span> <span style="font-size: 2em; margin: 0 5px;">を</span> </div>

改正前	改正後		
略 <table border="1" data-bbox="232 347 1108 386"><tr><td>略</td></tr></table>	略	行わなかったので通知します。 略 <table border="1" data-bbox="1160 347 2027 386"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。